

慶応二年前半の政局と薩摩藩——「小松・木戸覚書」以降の動向を中心に

町田 明広

はじめに

元治元年（一八六四）七月の禁門の変において、薩摩藩は官軍の主力として長州藩軍を撃退し、会津藩と共にその後の長州征伐に向けて嚴罰論を唱えていた^①。しかし、長州征伐後の幕府の矛先が薩摩藩に向かうことへの警戒心から、薩摩藩・島津久光は藩地に割拠して、貿易の振興や軍事改革・武備充実による富国強兵を目指し、幕府から距離を置いて将来の戦鬪に備えるという抗幕志向を明確にし始めた。そのため、薩摩藩を代表して第一次長州征伐に参軍することになった西郷吉之助は、総督の前尾張藩主徳川慶勝に取り入って参謀格として従軍し無血解兵に成功した^②。

長州宗藩とパイプ役を持たなかった薩摩藩は、土佐藩脱藩浪士の坂本龍馬を薩摩藩士として帰属させ、慶応元年（一八

六五）閏五月三日の木戸孝允との下関会談を皮切りに、薩長融和に向けた周旋を継続させた。また、筆頭家老の小松帯刀は井上聞多・伊藤俊輔の依頼を受け、薩摩藩の名義貸しによる武器購入を実現させたことにより、長州藩主毛利敬親・広封父子が島津久光・茂久父子に対し、九月八日に礼状を送付するに至り、薩長融和の実現に大きく前進した。更に、十月に龍馬が齎した大久保一蔵書簡（九月二十三日、西郷宛^③）写しには、大久保による長州再征勅許に対する断固反対の周旋状況が記され、天下万民が至当と判断しない勅許は非義の勅命であって、「非義勅命ハ勅命ニ有らず候故、不可奉所以ニ御坐候」と切言されており、長州藩の薩摩藩への信義の回復と周旋尽力への依頼が飛躍的に高まった。

この様な薩長融和に向けて醸成されてきた雰囲気の中で、慶応二年（一八六六）一月八日、木戸が黒田清隆に誘引されて京都の小松邸に潜入し、政談を小松・西郷と繰り返した。

その結果、「小松・木戸覚書」（いわゆる薩長同盟）六箇条のアウトラインが十八日に成立し、二十一日に龍馬を証人として木戸と小松・西郷の間で六箇条の確認がなされ、二十三日に成文化（坂本宛木戸書簡、一月二十三日）されることによつて六箇条が確立した。⁴「小松・木戸覚書」成立時の意義としては、その過程で長州藩を代表する木戸がこれまでのように岩国・吉川経幹の仲介ではなく、薩摩藩の三家老（小松・桂久武・島津伊勢）および西郷・大久保・吉井友実ら藩要路と親しく議論したこと、特に筆頭家老であり久光の名代的存在であつた小松と木戸が実際に会談し、両者にパイプができたことは薩長融和に向けて見過ごしてはならない点である。また、「小松・木戸覚書」を機に、薩長間での人事交流が始まつたことにも注目すべきで、こうした経緯が薩長融和を確固たるものにしたことは間違いない。

しかし、「小松・木戸覚書」の成立以後も、薩長間には解決すべきユニオン号事件⁵（薩摩藩名義で長州藩が購入したユニオン号の帰属・運用を巡つて薩長間で紛糾）という大きな難問が存在し続けていたが、先行研究においては、解決に向けた薩長交渉に関する考察が管見の限り見当たらない。また、それに併行して高杉晋作が薩摩藩とイギリスが急速に親密化する「薩英会盟」に割り込もうとし、藩廟から正式に「薩接使」に任命される経緯や顛末についても、先行研究で

は論じられていない。

また、「小松・木戸覚書」の大きな成果である品川弥二郎の京都潜航については、潜入先の詮索を中心とした言及に止まり、⁶その目的や品川の動向、それを支える薩摩藩のサポートの実態については未解明のままである。更に、幕長戦争の開戦直前の上方における大久保の周旋については、具体的な言及がなされておらず、「小松・木戸覚書」の実践の一環としての抗議行動との側面のみ強調されており、大久保の活動の実態や久光の意向との関連性などほとんど論及がなされていない。⁷

本稿では、これらの諸問題について可能な限り考察を加え、「小松・木戸覚書」の成立以降から幕長戦争の直前までの薩摩藩の動向の分析を通じて、ユニオン号事件の決着や高杉の薩接使任命の顛末、併せて品川の京都潜航の動向を明らかにする。また、大久保の幕長戦争の開戦阻止に向けた周旋の実態を考察し、薩長融和が大きく伸展したことを論証することを目的とする。

1 ユニオン号事件解決に向けた薩長交渉

「小松・木戸覚書」の成立以降の薩長関係であるが、慶応二年（一八六六）一月二十五日、大久保一藏・黒田清隆らは

木戸孝允一行を伴い大坂を出航し、黒田・木戸は広島經由で二月六日に山口に到着した。十一日、「薩藩黒田良輔滞山、追々御国之事二付令心配候付両公拝謁枝仰付、ヒストフル志挺被下之、御肴三種にて御酒被差出、御盃をも頂戴、罷下候事」と、黒田は毛利敬親・広封父子に謁見し、ピストルを下賜されるなどの厚遇を得た。木戸上京を勧説するために来訪した二ヶ月前とは相違し、破格の待遇を受けており、黒田が長州藩問題で引き続き過剰にまで容喙する背景となった。なお、広島滞在の薩摩藩士土佐佐平太は小田村素太郎（楳取素彦）らと親交を深めており、帰藩にあたって「密用有之山口へ立寄政府之内へ相對致度儀」を小田村らに依頼し、その配慮によって山口に赴いて藩要路と会見した。具体的な内容は不分明であるものの、更なる薩長融和に関係したものと窺われる。

この時点での薩長間の最大の懸案事項に、ユニオン号事件の完全決着が残っていた。前年末に新桜島条約が締結され、旗号は島津家のものを借用するとしたものの、ユニオン号は長州藩籍と認定され、海軍局・総管の権限が絶対とされた。旧条約では近藤長次郎を始めとする薩摩藩に帰属する土佐藩脱藩浪士グループが自称した「社中」が長州藩から頼まれたので盟約したと記載されていたのに対し、新条約では社中が「薩州より御乗込士官」と軽く規定され、今後も乗船させる

が長州藩側の意向に沿うことが言明された。しかも、長州藩の使用に空きがある時は薩摩藩が利用できるといふ部分は踏襲しているが、費用は薩摩藩が賄うとしており、一転して俄然長州藩に有利な内容となった。

新桜島条約の締結は坂本龍馬が長州藩海軍局と社中を調停したもので、ユニオン号の長崎回航を条件に取敢えずの終息を見た。しかし、近藤長次郎の自裁（慶応二年一月二十三日）後、ユニオン号は社中の手で下関に戻ったものの、相変わらずその帰属や運用方法を巡って採っていた。「小松・木戸覚書」の成立を受け、小松は二月六日、「尚勘考之上御相談申上義有之、村田新八、川村与十郎（純義）え細々申含差出申候間、御聞取被下候而、宜敷御裁判可被下候」と、ユニオン号事件の解決に向け、村田・川村を派遣したことを木戸に申し送った。

派遣の目的について、木戸は広沢真臣らに対し、「乙丑丸（ユニオン号）乗組之人数如御承知議論沸騰始絡之処治り兼候様子に被相察候間、必竟彼乗組人数彼方へ引受呉候様相頼置候処、於国元評決候事に付帰国之上得と寡君へも申入何と歎評決可仕に付、乗組人数を何卒乙丑丸に而彼国迄送り届呉候様にとの事に御座候」と述べている。木戸は上京時にユニオン号の長州藩への引き渡しもさることながら、今や薩摩藩の藩士や陪臣として召し抱えられている粗暴な社中メンバー

の帰藩を強く依頼していた。これに対し、小松はユニオン号の長州藩への譲渡を藩主に承認させるとし、まずは社中メンバーをユニオン号で送り届けてくれるように伝えていることが確認できる。

一方で、木戸は坂本龍馬宛書簡（正月二十三日）の中で、「乙丑丸一條小事には御坐候へ共、い曲御承知之如く一身に取り候而は困苦千萬に而、且海軍興廢には屹度相係り候事に付、何も逐一御存之訳に付兼而存じ通に相運ひ、弊国之海軍も相興り候様無此上呉々も奉願候、何分にも小松大夫吞込呉不申候而は美以困迫此事に御坐候、隨而海軍は廢滅に至り可申と懸念仕候」と記載する。これによると、ユニオン号については些細なことではあるものの、龍馬が承知の通り、木戸にとっては甚だしく困り苦しむ案件であり、長州藩海軍の興廢に関わる重要案件であるとし、小松が承知してくれなければならず術がなく困り果て、海軍は廢滅するとまで嘆じている。木戸は龍馬に対してその苦衷を述べることによって、暗に斡旋を依頼したと考える。そして、龍馬は自らが本件に関与したこともあり、小松に対して善処を求めたことは論を待たないであろう。

二月十九日、村田・川村は山口に入り、毛利敬親に謁見を果たして木戸と協議した結果、「蒸気艦之義廻船御聞濟、別而大幸之至奉存候」とユニオン号の鹿児島への回航が決定

し、併せて社中メンバーの鹿児島への帰藩も実現して取敢えずの解決が図られた。しかし、依然としてユニオン号の帰属問題ははっきりせず、薩摩藩主の判断を仰いだ上で決着を図るとしているものの、実際には小松の帰藩後の尽力に委ねられることになった。なお、久保松太郎・高杉晋作書簡（木戸・山田宇右衛門宛、四月十三日）によると、「三田尻より被差廻候乙丑丸用事相濟せ、昨十一日馬関出帆致候。右様御承知可被成候。尤米五百石、石炭三万八千斤、用心金三百両、外に綱具其外仕調代千両申出え対し百五十拾両、飯料其外往廿日分相渡置申候」とあり、四月十一日ようやく回航が実現したことが分かる。なお、社中メンバーから米・石炭・非常時の準備金、更にその他備品代として千両もの大金の要求があつたが、長州藩は一五〇両と二〇日分の食糧代程度しか支給しなかつた。

ところで、木戸は村田・川村の来訪について、「此度は村田川村木藤（市助、別件で同行）諸氏遠路態々来訪欣喜此事に御座候、誠に暫之滞留に付何事も残念而已御察可被下候」（坂本龍馬宛書簡、二月二十二日）¹⁷。「此度は村田川村木藤諸君態々御光来難有奉存候、頓に御礼とも可申上之処不得便宜失敬打過奉恐懼候」（大久保一蔵宛書簡、二月二十二日）と手放しで大歓迎している様子が窺える。これはユニオン号事件の決着に向けた第一歩に対する安堵感もさることながら、

「小松・木戸覚書」を藩内に知らしめ、木戸の政治的權威を大幅に高める効果があったからである。

ここで、「小松・木戸覚書」前後の薩長関係を朝廷・廷臣はどのように捉えていたのか、中山忠能の関連史料から追ってみよう。長州藩処分問題について、「薩内話西郷杯見込へ、於今日右申渉長不可敬承然時ハ、再征之外無之是国乱之基也云々」(一月二十七日条¹⁹)と、西郷は幕府の決定を長州藩が受けなければ長州再征の他なく、内乱の基となると認識していると記す。また、龍馬が伏見奉行所の捕吏に襲撃された寺田屋事件(一月二十三日²⁰)について、「正月廿三日(一説二六日)伏見寺田屋ニテ又々騷御座候由、士二人女二人族宿捕手百人余向候処四人とも紛失行方不分由(二人小炮ヲ捕手へ打掛大混雜ニ紛レ失候トモ云)」(二月二日条)と不正確ながら、事件勃発を把握している。

更に、「今出川の薩の屋敷へ長人類二人込候よし申、大ニ恐入候所今御座候、趣例の虚談と存候」(二月二十九日条)と虚説としながらも、薩摩藩邸に長州藩士が頻りに潜入を繰り替えしたとする。また、「薩二分判出るのハ各国の金のよし大分形も違色もあしきよしに候、両替や抔もしらぬふりにて取替居候へとも此頃多分出候に付、一応町奉行へ届すはならんと申居候いか、相成候哉」と、薩摩藩の贖金の流通についても言及があり、その動向は広範にわたって注視されていたことが窺える。

たことが窺える。

なお、中山の手元には来歴は不明ながら「於馬関探索之次第」(慶応二年三月)²¹があり、そこには「薩州と無ニノ親睦とノ事」との問いに対し、「薩藩と者殊之外親睦相成、蒸気船も一艘薩州周旋ニテ取入相成、船印之義も矢張薩印ニテ方々回船為致候、其外何歟共ニ御依頼之事ニ御座候、桂小五郎義も舊冬上京相成西郷氏ニ面會ニテ、帰國直ニ山口へ参居申候、高杉義も只今ハ山口へ出居申候とノ事、桂ハ薩ノ船ニ乗組上下致候事」との長州藩士某の回答が記されている。ユニオン号の名義借り購入、木戸上京および西郷との会談の事実が僅か二ヶ月ほどで正確に伝わっている。中山は抗幕的廷臣の代表とは言え、ここまで薩長融和が朝廷内で喧伝されていたことは注視すべき事象である。

村田新八・川村純義の派遣という、ユニオン号事件の解決に向けた事態の推移がある一方で、後述する通り、品川弥二郎は京都に潜航して長州藩復権に向けたプロパガンダや情報探索のため、二月十九日、黒田清隆に同行して三田尻を出発した。そして、広島に滞在中の二月二十六日、品川は黒田との会談の内容を木戸に伝え、ユニオン号事件の解決のための善処を求めた。

品川書簡(木戸宛、二月二十六日)²²によると、「桂先生御上京其辺の処御頼みに相成候得ども、君公と君公との取相

故、孰れ寡君相談之上ならでは不相搦と申事に御坐候。薩國元においても彼是疑惑を生し候ものも不少候様相聞候に付、一応御挨拶として内々御使ひでも御差遣に可相成哉。御直翰でも参り候得は直更よろしく、黒田も此辺の処大きに望み居申候」と、木戸からユニオン号の讓渡依頼があつたものの、藩主間レベルの問題であり、薩摩藩主に相談しなければ進展しないとの黒田の見解を伝える。そして、薩摩藩には薩長融和に異論も少なからず生じているので、使者を派遣して挨拶をした方が良く、その際には長州藩主の直書を持参すれば尚更よく、黒田もこの処置を大いに期待していると伝える。

また、黒田本人から木戸に申し入れることは憚れるとしたため、品川の意見として木戸に内々に申し入れることになつたと内情を吐露した上で、「小松、西郷も多分帰國に相成居可申候。左すれば直に船の人数引取の事も論決可仕候。薩公御搦とは申もの、孰れ小松か西郷か、居らねば何も運び不申候」と、小松・西郷の帰藩が問題解決の糸口となると期待する。そして、「一応の御挨拶として御使ひ参り候様有之度事と幾重も奉折候。乍併御買入後何ぞ御挨拶有之とかも存じ不申候得とも、黒田より承り候処にては何も無之よし。くろ田申処は、只君公より君公へ御頼みに相成候処え目をつけ居候間、此辺の処篤と御扱取御熟慮偏に奉願上候」と、藩主同士の依頼が重要であるとして、薩摩藩への使節派遣を繰り返

し懇請した。こうした動向も後の高杉晋作の薩接使任命への帰結に影響を与えたと考える。このように、小松・木戸を中心に、「小松・木戸覚書」後の融和的雰囲気の中で、ユニオン号事件の解決に向けた交渉が進展していた。

2 薩接使とユニオン号事件の決着

「小松・木戸覚書」以降、薩長間での藩士交渉が活発になる中、薩摩藩とイギリスが急速に親密になっているとの認識が広がっており、通訳官アーネスト・サトウと文通するなど、交流関係があつた井上聞多・伊藤俊輔は逸早くその情報を察知していた。また、二月には公使パークスが鹿児島を訪問するとの風聞があり、こうした状況を長州藩では「薩英会盟」と称して注目していた。当時、幕府がフランスとの提携を強めたため、それへの対抗上、薩摩藩はイギリスとの高次元の連係を模索し始めており、長州藩としても幕府への対抗上、薩摩藩の動向に歩調を合わせるべきであるとの認識を藩要路は共有していた。

慶応二年二月二十日、高杉晋作は木戸孝允に「英人薩士と会和の事御坐候由、弟も知らぬ顔にて其席え加り見度候。爾し是も真に君命共御坐候は、雖有候得共、自所望には無之候」と、長州藩も薩英会盟に素知らぬ顔で加わりたいとの意

向を示し、藩主からの公式な沙汰を希望した。更に、高杉書簡（木戸宛、二月二十六日²⁴）によると、「追々伊藤にも承候薩人英夷応接近々有之由に而、小松、西郷なども西行之由御坐候」と、伊藤からも聞き及んだ通り、薩摩藩は英国の応接を近々するため小松帯刀・西郷吉之助が帰藩するらしい。高杉自身も「昨年春輔同行崎陽罷越少々及談話候訳も有之」、²⁵ については、「此度春輔同伴薩人の末席に相加候は、外国人え之都合至而宜敷、且御国御為之一因に可相成事に付、別人を被差越儀候は、弟え被仰付候は、難有奉存候」と、伊藤と共に「薩英会盟」の末席に連なれば英国人との関係も良くなり長州藩の国益にもなるとして、高杉にその役目を仰せ付けて欲しいと希望した。

また、「和議以来は応接も致来候儀に付、都合は至而宜敷御坐候。何卒其辺御深慮之上、御周旋被下候は、難有奉存候」と、「小松・木戸覚書」意向の薩長両藩士の往来も順調であり、非常に都合が良い状況にあるのでその点を十分に考慮し、薩英会盟に長州藩を代表して伊藤俊輔とともに加わることの藩命を繰り返し懇請した。そして、「小松、西郷、蒸氣艦にて当処通行致候由に付、其節便船を借り候は、甚妙と存候。月末か来上旬かには通船の様子御坐候間、前以命令下り居候は、早速に相行候儀と奉存候」と、小松・西郷が近々下関を通る前に藩命があれば、そこに乗り組むなどの迅

速な対応が可能であると付言している。なお、長州藩は「小松・木戸覚書」を「和議」と称し、極めて高く評価していることに留意したい。

ユニオン号の譲渡依頼のため、薩摩藩への使節派遣を黒田清隆から助言されていたことも相俟って、木戸は山口に滞在していた村田新八らにも事情を開陳した上で迅速に対応し、「薩行一條、老兄に御出被下候都合に御坐候得は、無此上事と奉存、昨日（二十五日）早速山田前原等へも論し込置、今明日には相決し申上候都合に御坐候」と、山田宇右衛門・前原一誠らに根回しをした結果、二十七日には高杉は薩接使に任命され、伊藤俊輔にも同行が命じられた。三月二日には「薩州へ昨年蒸気船・小銃等御頼相成候処、尖二御取計被成下候為御挨拶、此度谷潜蔵（高杉）被差越候付、御両殿様御連名として御手翰被為進候付、高田春太郎（井上開多）使を以書翰相添、馬関迄差送候事²⁶」と、高杉に以下の藩主毛利敬親・広封父子の久光・茂久父子宛の書簡が井上によって届けられた。

春暖之節御座候処、先以御両所様御健剛可被成御座奉欽慕候、扱天下之形勢色々変換、乍恐朝威御挽回遂二如何可被為在哉と、日夜懸念此事御座候、追々御遠大之御策略相立候御様子、為皇国可賀事と奉存候、方今除尊藩之外依頼仕候諸候絶而無之、乍此上御励精御尽力是祈候、

弊国之義ハ昨年申上候通、此節ニ至り候而者敵軍隣境迄相迫り、拳国憤激之折柄ニ付、何時開兵端候も難計、他年之見留相立兼候得共、幸ニ相支へ歲月を歴候事も有之候半、富強之実相立皇威回復之策可有之歟と相考候、益尊藩と者御交誼不相渝様致、御懇切度微志候間、何も御洞察奉祈候、昨年蒸気船小銃等件々御頼仕候処、御嫌疑御憚も無之速ニ御取計被成下、弊国之大事無此上事ニ御座候、右ニ付而者御礼萬々紙上ニ難尺候積事為御挨拶、谷潜蔵と申者江委細申合差遣候間、宜御聞取可被下候、恐惶謹白

これによると、天下の形勢は色々と変転しており、朝威の挽回はどのようにすべきかと、日夜懸念している。こうした時勢において、薩摩藩は次々に遠大な策略を立てており、皇国にとって賀すべきことである。現在は薩摩藩を除いて依頼できる諸侯は全く居らず、更なる励精・尽力を祈念していると、薩摩藩を称賛する。そして、長州藩は昨年お伝えした通り、今に至っては幕府軍が国境まで迫り、何時兵端が開かれるとも計り難いが、幸にも薩摩藩とは支え合うことができ、富国強兵を実現して皇威回復の策となると考える。よって、益々薩摩藩とは交誼の関係が変わらない様にし、懇切にしていく意向を持っているのでどうか洞察して欲しいと、来るべき幕長戦争における薩摩藩の援助を期待する。更に、昨年

は蒸気船・小銃等の件（名義貸し）を頼んだところ、嫌疑や憚りもなく、速やかに取り計らっていただき長州藩にとつてはこの上ない大幸であったと感謝を述べる。そして、御礼は筆紙に尽くし難いため、また、十分な挨拶をするため、谷潜蔵（高杉）を派遣するのでよろしくお願いしたいと結んでいる。

高杉らは下関で小松・西郷の乗船した軍艦を待ち、そこに乗組む手筈であったが果たせず、三月二十一日にグラバーが横浜の帰路に下関に立寄った便船に同乗して長崎に至り、薩摩藩邸に潜入した。小松・西郷は不在であったため、側用人市来六郎左衛門と薩接使について談判に及んだところ、「実は地下も僻地にて、京師当地之邸など、は違ひ固陋之者も不^①少儀に付、当邸にて御済せ被下候は、却而仕合申候、乍爾必^②城下え御出浮無之而は不相済候得は、素より御誘引可致と之事」と、鹿兒島は僻地にあり、京都や長崎の薩摩藩邸とは違つて固陋の者も少なくない。そのため、薩接使の役目は長崎藩邸で済ませて欲しく、必要があればその際に鹿兒島まで案内すると、事実上、鹿兒島行きを断念することを逆に提案された。

高杉は市来の提案を受け入れ、「御書之御趣意も内々申入、当御邸にて市来引請、御書相渡并御進物等も差出、御使者相済せ候事に御坐候。鹿兒嶋迄参不申とも、随分薩邸の面様も

相明り候事御坐候」と、藩主父子の書簡の内容を説明し、その書簡および進物などを市来に渡し、薩摩使の任務をここで終了してしまった。高杉は伊藤と共に上海への密航を企てており、薩摩使にはあまり関心を持ってなくなっていたことも相俟って、淡泊な対応になった。なお、その密航計画は長州再征が間近に迫ったことから、グラバーの反対もあり実現はしなかった。

薩摩藩にとつては、その時点での薩摩使は必ずしも欲していなかった。小松らが帰藩したばかりで、藩政改革はこれからであり、パークスの鹿児島招聘の準備も相俟って薩摩使への十分な対応は難しかった。何よりも、「小松・木戸覚書」成立は一部の要路しか承知しておらず、長州藩に対して反感を持つ藩士は多数存在し、かつユニオン号についての検討もされていない現状での薩摩使の受け入れは憚られた。一方で、高杉は「薩には家老新納刑部、五代才助、先日英より帰着、日々外国の事に手を附候様子に御坐候。既に昨夜も米利幹に五人書生を遣せし也。金も余程入る様子、不敗願、是我邦所不及」と、薩摩スチューデントや米国留学生に関わる機密事項を市来から聞かされており、薩長融和の進展は間違いなかった。

その後、高杉は藩主父子の書簡に対する久光・茂久父子からの返書を長崎に居た五代友厚に求めている。五月二十六

日、五代は高杉に書簡を發し、「御返翰一條之儀被仰聞形行は件々国許へも促置申候処、頃日岸良七之丞弟岸良彦七と申すもの、此節英学修業出崎之序持参いたし候由に付、一昨日承得申候間、明日平田平六と申すもの相添陸行登足、馬関迄持参為仕候付御落手可被成下候」と、五代からの催促もあつて岸良彦七が英語習得のため長崎に来る際に返書を持参するが、その際に平田平六と共に返礼使として二十七日に下関に赴くので、返書を受領して欲しいと申し送った。

また、五代は「今日迄延引彼是之儀は彦七平六より細々御聞取可被下候」と、この間の返礼使が遅れたことについては、使節に直接詳細を聞いて欲しいとしながら、ユニオン号については、「桜島丸一條も何たる模様も相分不申候得共、国許よりの掛合に当月下旬来月初旬には当崎へ廻船之筈に付、其上は則御引渡申上候と相考へ候付、何分之儀は桜島丸廻船之上早々可申上候」と確かなことは不分明としながらも、藩地との交渉によつて今月下旬ないし来月初旬には長崎に回航されるはずなので、その時に長州藩に引き渡されるとの見通しを示した。加えて、五代は具体的な内容は不分明としながらも、返礼使からユニオン号問題の解決についても、何らかの提案がなされることを示唆している。

岸良・平田は六月六日に下関の伊藤を訪ねたが、伊藤は木戸に対し「此度薩摩使節岸良彦七、平田平六兩人先達而之御

返簡持参之由、関地にて受取而も不苦事と奉存候処、翻然相考候へは、九州辺情実御直に御聞取且は薩へ御用等も有之候へは尚亦便利よき事と奉存候而、山口迄罷越呉候様相頼申候。い細御面話奉願候³⁰と、返書の受領を下関では行わなかった旨、申し送った。これは、返礼使から九州の事情を聞き取り、かつ薩摩藩への伝言等があれば都合が良いこと、また、「爰元に而為受取候も余り疎略候付」と判断したためであった。なお、返礼使が伊藤を訪ねた事由は、高杉からの要請に基づいたものと窺われるが、総じて薩長融和における伊藤の役割は看過できない。

岸良らは九日に山口入りし、翌十日には世子広封との謁見を果たした。この間の事情は「柏村日記一五」によると、「薩州より、先達て谷潜蔵被差越候御答札トして御返書、外ニ御贈物尅種以御使者被為進、一昨日山口参着ニ付、今日湯田御茶屋ニおゐて若殿様え拜謁被仰付、御内々三所物被下、御夕飯後え被召出、御酒頂戴被仰付候事³¹」とあり、岸良らは世子広封から直々の接待を受けるなど、殊の外長州藩側から厚遇を得た。岸良らはその場でユニオン号の長州藩への引き渡しを言明しており、ここに、前年十一月以来の薩長間の最大の懸案事項であったユニオン号事件は最終的な決着を迎えた。

3 品川弥二郎の京都潜航と薩摩藩の動向

この時期の薩長融和の伸展における特筆すべき事項は、薩摩藩の全面サポートによる品川弥二郎の京都潜航である。品川は木戸と共に上京し、「小松・木戸覚書」の成立後に木戸孝允・黒田清隆らと共に帰藩していたが、慶応二年二月十四日、藩廟は品川に黒田と共に広島に赴かせ、また時機に応じて上坂して、幕府の状況を探ることを命じた。二十二日、品川は広島に到着して滞在中の赤川又太郎（長州藩）、塩谷鼎助（岩国領）・桜田大助（宇和島藩）らと会談し、幕府への對抗措置を講じ、二十九日には上京の途についた。この間、品川は朝廷・諸藩に呈する陳述書および一般に広く流布させる防長士民合議書（士民歎願書）を木戸に要望し、京都での周旋活動に備えた。

三月四日、品川は天保山沖に停泊中の薩摩藩艦船・三邦丸に乗り込み、小松帯刀らの薩摩藩要路と面会し、これからの周旋方針を開陳した。小松から「天朝并列藩え之書面は暫く見合せ、機に臨みて差出方可然との事ゆへ、其旨に随ひ今懐中仕候³²」と助言を得たため、朝廷・諸藩への陳述書の早期提出は見合わせ、機会を見計らって差し出すことにした。そして、「浪士書面、士民歎願書などは日々手筋を以四方に配

り申候。意外之手筋等も有之、御所中えも数部分配仕候」と、三月六日の京都薩摩藩邸への潜入後は、浪士書面および防長士民合議書を広く流布させており、御所へも数部配つたと木戸に報告した。

また、品川は「京着之上形勢目撃仕候処、強而珍事も無之、恐多事ながら朝威は日にまし衰微」と、上京後の中央政局には差しあたつて変化はないとしながらも、朝廷の権威は日増しに衰えていると歎じる。そして、「此節は二条殿下なども尹宮と合体、尹宮は会賊を頼み、殿下は橋姦を御依頼遊され、何も尹条一会桑の処にて内決之上朝廷御会議と相成、真の表方の御会議にて、国事掛之御方々様も唯決議之段御聞まで之事にて、未前之事は丸而洩れ不申候よし」と、摂政二条斉敬・朝彦親王と一会桑勢力が合体をして、事前協議で何もかも決めてしまい、朝議において国事御用掛の廷臣は決定事項を聞くに止まり、情報も隠蔽されていると訴えた。

品川はそれ以降、途中何度か暫時の帰藩はあるものの、一年以上にわたつて、薩摩藩邸や石薬師にある大久保邸（大久保所有の長屋）に潜み、政治活動を実行しながら木戸に上方情勢を逐次報告し続けた。その間、薩摩藩士では伊地知正治・桐野利秋・篠原国幹・永山弥一郎・見玉源之丞・伊集院兼寛・海江田信義・大山巖・吉田清右衛門・山口鉄之助・川村純義らが品川をサポートをしていた。「小松・木戸覚書」

に基づいた、薩摩藩による徹底的な厚遇振りが窺える。

また、木戸は三月三十日、品川に「小大夫へ相頼置候四斤半之ライフルいか、之都合に相成居候哉、定而多務之折柄に付十分に行届き兼候事と存候得共、よき御序も御座候は、大市（大久保）翁へも程克此次第御漸被成候而御頼可被下候事り候へは、岩下氏も近日上京と相成候かの由其節に相運事に御座候得は無此上候」と申し送っている。これによると、その後も小松と書簡のやり取りをしており、更なる武器の斡旋を依頼していることが分かる。そして、小松が多忙過ぎる場合は、折を見て大久保へも依頼して欲しいとし、更に、岩下方平が上京することなので、岩下にも依頼して決着して欲しいとする。木戸の帰藩後に、薩摩藩要路とのより一層緊密な関係が構築されており、品川を媒介として意思疎通が十分になされていることが窺える。「小松・木戸覚書」の大きな成果と言えよう。

なお、機会を見ていた朝廷・諸藩への陳述書について、幕長戦争開戦（六月七日）後の七月二十二日に至り、「天朝之分は留守居内田仲之助（正風）、伝奏飛鳥井殿へ持参之処、仲々六ヶ敷被仰立、漸く預りと申処に相決し、今以何たる事も無之候。列藩へは即日布告廻状に相成」と、朝廷へは内田より武家伝奏・飛鳥井雅典を通じて出されたが、なかなか受領されず、ようやく預かるとして渡したものの何ら反応はな

く、一方で諸藩には即日回覧が叶った。また、「蒸気船二艘着坂、多人数上京、会など大狼狽之処へ当邸よりの上書は有之、続きて陳情書も差出旁都合よろしく御同慶奉存候」と、薩摩藩の二艘の軍艦が大坂湾に入港し、多数の兵士が入京したため、会津藩は非常に狼狽している。

そして、このタイミングで前日の二十一日に薩摩藩からの幕府の失政を挙げ、長州再征に大義名分がないことを論じ、寛典に処して国内を整えて対外問題に対処して中興の功を遂げることを求めた建白書も提出された。それに引き続いての陳述書の差出は、実に都合が良いと木戸に伝えている。当初は時期を見合わせるようにとした陳述書を、薩摩藩が積極的朝廷・諸藩へ伝達・回覧している事実は看過できない。後述する通り、確かに長州再征への出兵を拒否していたものの、あからさまに長州藩と同一歩調を取っていることは隠蔽していたが、ここに至り、薩長両藩は連携している事実を満天下に公表したことになる。

なお、「大手よりは親玉様（慶喜）へも通し不申故、裏手より二通程手を付置候間、是又御承知可被下候（略）帥宮様其外へも直に写し差出し置候。堂上方も内実は余程御憤懣之御様子なれ共、如何せん御微力にて致し方無御坐候」と、慶喜や有栖川宮熾仁親王まで配布をしていることが確認できる。一方で、廷臣は幕府のやり方に不満を抱いていても、対

抗できるだけの力がないとして、忸怩たる思いも吐露している。いずれにしろ、品川は木戸と連携しながら京都での周旋を展開しており、薩摩藩の後ろ盾があるだけに、朝彦親王・二条斉敬・一会桑勢力にとっては厄介な存在であったことは間違いない。

ところで、慶応二年二月七日、老中小笠原長行は広島に向して長州藩の処分を申し渡すため、末家藩主・宗家家老の広島出頭を命じたものの、長州藩の態度は要領を得ず、徒に時間を浪費しているのみの現状に焦燥感を募らせていた。そして、三月二十六日に至り、芸州藩主浅野茂長を通じて、四月十五日を限りに長州藩主父子（毛利敬親・広封）・孫（元昭）および末家藩主・宗家家老が広島に出頭することを命じた。更に四月二日には、二十一日を限りに広島に出頭すべき命じ、中老雇・宍戸備後助に帰藩してこの命令を藩主以下に伝達し、もし出頭の該当者が病気の場合は名代を差し出すことを命じた。

五月一日、小笠原は毛利敬親・広封・元昭の名代宍戸備後助（病気を理由に出頭せず）および支藩主名代を国泰寺に召喚し、禁門の変の罪を断じて十萬石を削減し、敬親を蟄居隠居、広封を永蟄居に処し、元昭に二十六萬九千四百一十一石を給して家督とし、家政一新・領内鎮静に努め、三家老（益田右衛門介・福原越後・国司信濃）の家名を永世断絶すること

を申し渡した。加えて、藩士十二名（高杉晋作・木戸孝允・小田村素太郎・村田次郎三郎・佐々木男也・広沢真臣・天野謙吉・北条頼兵衛・前原一誠・林主税・山県半蔵（六戸備後助）・太田市之進）を広島に出頭させることを命じた。そして九日、小笠原は六戸備後助・小田村素太郎を突然拘禁し芸州藩に預けた。

五月十八日、吉川経幹は芸州藩主浅野茂長に仲介を依頼するため用人香川源左衛門を派遣、浅野を介して書を小笠原に呈し、宗藩主毛利敬親の奉命を二十九日に延期することを懇請した。小笠原は二十日にそれを受諾することとし、一方でその約束を反故にした場合は進軍開始を命じることを浅野から経幹に伝え、従軍諸藩に対して長州藩が奉命しない場合は六月五日を期して進撃すべきことを達した。五月二十五日、幕府は和歌山藩主徳川茂承を征長先鋒総督、老中本荘宗秀を同副総督として、若年寄京極高富（峰山藩主）を四国征長諸軍の取締として広島に派遣した。六月二日、小笠原は九州方面征長諸軍指揮のため、軍艦翔鶴丸で広島を發して小倉に向い、翌三日に到着し諸軍に長州藩問罪の幕令を達した。そして、七日に至って開戦の火蓋はとうとう切って落とされた。この間の薩摩藩の動向であるが、小松帯刀は帰藩のために大坂を出航する前日の三月四日、大久保一蔵に書簡を發し「防長御所置之義は其御地ニ而承候に相替候事も無之、併地

行御取揚等之義は全表向之処ニ而、実ハとふとか寛大之取扱ニ相成含之由、吉井令承申候」と、吉井友実が老中板倉勝静と面談した結果を報じた。これによると、小笠原が広島に下向して長州藩に伝える処分内容は、京都での伝聞と変わらないうとしながらも、十万石の削減は表面的なもので、実際には寛大な取り扱いになる含みであるとのことを板倉老中から吉井が直接聞いたとし、戦争に突入することはないとの樂觀論が継続している。

なお、この時点で西郷吉之助に対する嫌疑が幕府に存在しているとの風聞があった。西郷自身が「私には始終安気の間これなき生れ、罪人の名を免がれ候儀一向これなく、御国元のゆるみこれあり候えば、直様幕府の罪人と呼ばれ、縛するの、殺すのとの説紛々に御座候」と語っている通り、薩摩藩の国元に隙が生じれば、幕府が西郷を罪人として捕縛・処刑するとの噂があったことは事実である。しかし、西郷は「大道を踏み付けて参り候えば、必ず俗眼よりは驚く訳に御座候。逆も俗説を以て驚かし候共、決して畏るるものにてこれなく、又手を出し候儀は出来申さざる事に御座候間、御安心成し下さるべく候」と、至当至理の行動をとる限り幕府は恐れるに足らず、西郷に手出しなどできないと断じて、安心するように鹿児島に申し送った。

この件について、小松は「かの西郷云々之条も板倉侯江同

人分申上候処決而左様之事は無之、其様な説を申触候而是大
変之事と大に驚愕之体に有之候段咄申候、御一笑可被下候³⁸」
と、幕府の西郷に対する嫌疑の風聞の真偽も吉井から板倉に
尋ねた。それに対し、板倉はこうした事実は一切なく、その
ような説を指示したら大変なことになると、大いに驚愕して
いる様子を伝えていた。板倉が一切を否定しているように、
本件は事実には反すると考えられるが、このような過激な言
説が実しやかに喧伝されていることは看過できない。「小
松・木戸覚書」の交渉時や寺田屋事件後の西郷の動向などが
幕府によって探知され、そのことによつて、幕府の薩摩藩・
西郷に対する過度な警戒心が存在したことが確認できよう。

ところで、この段階での薩摩藩の在京要路の布陣である
が、三月一日に小松・桂久武・西郷・吉井らは帰藩のため離
京しており、大久保が中心となつて周旋活動を実行してい
た。小松らの帰藩は、中央政局から距離を置くとの薩摩藩の
基本方針に則つたものであるが、鹿児島状況にも配慮せざ
るを得なかつた。一月二十一日に大久保と同行して帰藩した
堀直太郎は、「御国許モ今少シ共ハ開ケ候ヤト存下候処、
中々ヒトク、何事モ到来候丈無之、固陋昔日通ニテノシ不
申、小松・桂・岩下・西郷氏杯、先生達ノ早ク下り有之、今
一変革無之候テハ不相成ト申事ニテ、折角相待申事ニ候³⁹」と
鹿児島事情を述べる。これによると、藩内はもう少しは開

明的に変化しているのではと考えていたが、なかなかひどい
もので、何事も変わつておらず、固陋な状態は昔のまま
あつて辛いことである。小松らが早々に帰藩しないと藩改
革など実現できるはずもなく、帰藩を待ちわびていると伝え
ており、こうした藩内の反改革派の存在も一因していよう。
こうして、慶応二年三月以降の中央政局は大久保を中心に委
ねられることになった。

4 出兵拒否を巡る大久保一蔵と幕府の攻防

小松帯刀らが鹿児島に帰藩後、幕長関係は俄かに緊迫の度
合いを強めていた。前年の慶応元年十一月七日、幕府は長州
再征における攻口の部署を定め、薩摩藩には萩口第一陣を命
じていた。実際の開戦の可能性は乏しいと判断していた薩摩
藩要路ではあつたものの、小笠原が四月十五日（その後、二
十一日に変更）を限り、藩主毛利敬親・広封父子が広島に出
頭することを命じたことから政局は俄然騒がしくなつた。こ
うした情勢を踏まえ、薩摩藩は長州再征の不可を論じて、断
固とした出兵拒否を在坂幕閣に申し入れることにした。

四月十四日、大久保は大坂留守居役・木場傳内と共に大坂
城で老中板倉勝静と会見し、上申書を提出して「一昨年尾張
前大納言殿総督トシテ差向ハレ、伏罪ノ筋相立子解兵マテ相

成候処、却テ御譴責全様ノ御都合ニテ、就中神速御上洛ノ朝命御請無之ノミナラズ、却テ容易ナラザル企有之ヲ以テ、御再討仰出サレ、御進発相成リ」と、元治元年（一八六四）の徳川慶勝を総督とした第一次長州征伐によって、服罪・解兵とされた。しかし、幕府の譴責の態度は変わらず、しかも將軍は至急上京せよとの朝命も受けなかった。その上、容易ならざる企てがあるとして長州再征を唱えて將軍進発となつたと、この間の経緯を語り幕府の対応を厳しく非難した。

そして、「終ニ今日ニ立至リ、御討入時日御達相成候へドモ、天下ノ乱階ヲ開カセラレ候事実明白ニ御座候」と、ついに今日に至り、長州再征の日時が沙汰されたが、内乱に發展することは明白であるとして征長の非を論じた。更に、「朝廷ヨリ時世相応ノ御処置ヲ以テ、寛典ニ処セラレ候御達ノ御趣意モ在セラレ候処、御奉戴無之由伝聞仕リ、天下ノ衆人物議喧々、恐懼ニ堪ヘザル次第ニ御座候」と、朝廷の長州藩に對する寛典論を無視したために国内で物議が沸き起こつており、恐懼に耐えないと訴える。

続けて、「征伐ハ天下ノ重典国家ノ大事、後世青史ニ恥ザル名分大義判然ト相立チ、其罪ヲ鳴シ、令ヲ聞カズシテ響応イタシ候様ニ無之テハ、至当トハ申シ難候」と、長州再征は天下国家の一大事であつて後世の正史に恥じることがない大義名分を立て、その罪を鳴らして、朝命を聞かずに対応する

ことがないようにしなければ、至理至当とは言えない。そして、「天理ニ相戻リ候戦討ハ、大義ニ於テ御受ケ仕リ難候、仮令出兵ノ命令承知仕候トモ、止ムヲ得ズ御断申上候間、御間届下サレ候様奉願」と、自然の道理に反する戦争は大義において拜命し難いとして薩摩藩の出兵を辞退し、これは京都要路から言上するように言われたと締めくくつた。これに對し、板倉は論弁して却下しようとしたが、大久保は反駁して拒否の姿勢を貫いた。

四月十七日、上申書が一方的に戻されことから、大久保は再提出を行うために板倉との再面談を執拗に求めたため、十九日によくやく実現の運びとなつた。大久保は却下の事由が示されていないとし、「出兵之儀勝手ニいたし候様と之御趣意ニ候哉」と、出兵の有無は勝手にしてよいとの趣旨か、また言論を塞いで下からの意見は取り合わないとの趣旨かと述べて、板倉を激しく非難した。板倉はその言いつを尤もなことにしながらも、勅許を得ており、「天幕御一定之上、今日ニ立至リ候間、右書面之趣意ニ而御落手相成兼候、言路を塞ぐ出兵勝手ニいたし候趣之御趣意ニ無之」と、朝幕一致した長州再征であつて、大久保の非難は当たらないと回答した。これに對し、大久保は以下の六ヶ条を挙げて、幕府には至理至当はないとして建言書の差し戻しを峻拒し、その事由として

以下を挙げた。

- ① 天幕御一定と難心得次第は、長州御征伐後神速御上洛之朝命御受無之、機会を被失候より今日二立至り候事御趣意御奉戴無之第一ヶ条
- ② 加之大膳父子出府、五卿護送等之暴令御違相成候事、御奉戴無之第二ヶ条
- ③ 朝廷寛大之御趣意を以、内外危迫之砌、長州御所置之儀、至当を失シ、禍乱を生候而は不相濟、大勝父子召呼之儀、暫く閑き、何分早々致上洛候趣、重而御沙汰相成候得共、終二御再討御進発と被仰出、大軍を引き御出張相成候事、御趣意御奉戴無之第三ヶ条
- ④ 御進発之序、御上洛御参内相成候処、御内実寛大之御趣意を以御真翰被成下候御賦之処、推而御拒二相成、大樹公江勅語を以云々御直達、尚閑白様御書二而被相渡候を、終二閣老より御返上相成候儀、上下顛倒、不敬之大罪御趣意御奉戴無之第四ヶ条
- ⑤ 御下坂之上軍勢を張、諸候江御出兵之手当を被仰渡候儀、御趣意御奉戴無之第五ヶ条
- ⑥ 昨九月廿一日長州御征伐勅許御申受之節は、折柄摂海江異人致来船、内外未曾有之御大事二付、賢候を被召、天下之公評を以、御至当之御所置被成度御趣意二候、御評義相成候得共、是非御拒被成、強而勅許御申乞相成候

条、御趣意御奉戴無之第六ヶ条

これによると、公武合体がなされていないとし、その根拠として長州征伐後の將軍上洛の朝命拒否、長州藩主父子・五卿の出府を求める暴令、朝命を無視した長州再征と銘打った大軍を伴う將軍の率兵上京、参内時に寛大の処置を求める宸翰を拒否し、大坂で諸侯に出兵を求めるなどの不敬の大罪、長州再征の勅許を獲得した際、外国艦隊が摂海に闖入したため、内外で未曾有の重大事件の勃発と捉え、賢候を招集して至理至当の処置をすべきとの朝命の峻拒を挙げている。

大久保は続けて、「天幕御一定と御沙汰承知仕候而茂、中々安心難仕、乍恐脅朝廷、矯勅詔と申御断二茂相当候間、御奉戴之廉天下二顛れ候様無御座候而は、当分二而は天下之人心二おひて難安」と、朝幕が一体と言われてもなかなか安心することは叶わず、朝廷を脅し勅詔を矯つて、朝廷を奉戴する姿勢が天下に示されなければ人心は安定しないと切言する。また、「兵庫開港之一条、龍動府之約定通、御開之御書面御渡相成候よし、朝廷より御書付顕然被差留候御趣二候処、反覆之次第二而、御重罪無此上儀二無御座哉」と、兵庫開港を差し止める朝命に反しており、この上ない重罪である」と非難した。

そして、「何分御反省被為在、言上之趣虚心を以御聞取被下候様、迎も御落手難被成趣二而、御下ヶ相成候共、決而御

請取難申上段申切候」と、幕府が反正して言上の内容を聞き及ばない限り、建言書の差し戻しは認めがたいと申し切った。理詰めの申し分のない幕府批判・出兵拒否事由であるが、一藩士に過ぎない大久保が老中に対して、ここまでの暴言をぶつけることが可能であったのは、幕府の權威失墜もさることながら、薩摩藩に対する幕府の過剰なまでの警戒と遠慮があったからであろう。

これに対し板倉は、建言書は一時預かりとし、後日、在京重役を呼び出して評議したいとの意向を示した。その後、島津伊勢に召命があったが病気で叶わず、四月二十一日、代わって岩下方平が下坂して同役として出頭したい旨申し出たが、板倉は何故か伊勢にこだわり、結局沙汰止みとなって岩下は二十八日に帰京した。五月二十六日ようやく岩下が板倉と会見したが、藩主茂久の署名であれば建言書を受領するということになったが、第二次長州征伐が開戦となったことにより沙汰止みになった。⁴³

大久保の周旋について、鹿児島での反応を西郷書簡（大久保宛、五月二十九日⁴⁴）によって確認したい。

閣老へ建白書御持参にて御討論の段、每ながら貴兄の御持前とは申しながら雄々敷御論、実に御両殿様御満足遊ばされ、余程大久保が出来たと御意遊ばされ、我共に到り有難く雀踊此の事に御座候。御建白の書面と云い、御

議論と云い、相對して優劣これなく、誠に天下の耳目を御定めこれあり候儀御國家の美事、後世青史に正著たり、幾度も感誦、此の因循國も正論國と相変じ候心持にて、鹿児島が広き様覚え申し候。御察し下さるべく候。

これによると、久光・茂久父子は大久保の活躍を手放しで褒めており、これを見た西郷も自分のことのように喜び勇んでいる状況が窺える。この間の薩摩藩の周旋は、大久保の独断専行の行為であり、この事後承諾によって、ますます強氣になったとされるが、「小松・木戸覚書」同様、この大久保の判断は久光の許容範囲の中での行動であった。島津伊勢・岩下方平といった在京家老や上方留守居役は一致団結して薩摩藩の基本方針に沿った中での出兵拒否に邁進しており、その中心にいたのが大久保であった。

薩摩藩の努力にも拘らず、幕長戦争は秒読み段階となった。開戦直前の大久保への一報は下関滞在と史料する篠原国幹・黒田清隆書簡（六月五日）であり、「長防事件モ弥手切二相成、去ル朔日ノ夕、弥五日ニ御討入ノ旨命諸藩へ布告御座候、閣老小笠原ニモ、一日昼過廣島表蒸氣船ヨリ出帆ニテ、小倉表迄罷下り申候、決テ九州辺出立ノ指揮トシテ罷下ルトノ風説モ御座候、芸州表モ随分五日ニ討入ノ情実ト相見居申候、一先大略御届申上候」と伝えられた。実際の開戦は七日であったが、的確な情報が久久保に齎されている。

ところで、鹿児島への通報については、六月四日の中岡慎太郎書簡（黒田清綱・川畑篤行・大山綱良宛⁴⁶）によると、木戸孝允から書簡が昨日届き、「幕府応接手切ニ相成、戦端相見候ハ、直様報致之儀、御地並ニ御国等へ急速相達候様、黒田了助様ヨリモクレ〜御申置相成居候事故、此度之次第備後助幽囚ノ始末、及書面返却・応接手切之儀等相達呉候様」と、幕府との交渉が決裂して開戦が秒読み段階となった。開戦になった場合、直ぐに長崎・鹿児島等に知らせたい旨、黒田清隆からも再三言われているので、宍戸備後助の拘禁や交渉決裂等の状況も併せて、薩摩藩に伝えて欲しいとの木戸の伝言を中岡は黒田清綱らに齎した。

加えて、木戸は「且又御国ヨリ御周旋ニ相成候桜島丸船之儀モ、カ、ル切迫之形勢候間、何卒急々御差廻シ被下候様、別テクレ〜御願申上呉候様」と、ユニオン号を大至急、長州藩まで回航して欲しいと中岡を通じて懇請している。幕府軍との戦闘にあたって、長州藩の最大の急所が海軍力の差であり、一艘でも多くの軍艦を欲していたための強い要請であった。なお、ユニオン号は十六日に下関に坂本龍馬によって鹿児島から回航され、幕長戦争で使用されることになる⁴⁷。いずれにしろ、薩摩藩・大久保の出兵拒否の周旋活動は「小松・木戸覚書」にも合致し、幕長戦争の開戦前の長州藩にとつて、この上ない援護射撃となり、かつ薩摩藩の存在が

幕長戦争を闘い抜く上で大きな後ろ盾になったことは間違いない。

おわりに

慶應元年閏五月の木戸孝允・坂本龍馬会談を起点として、小松帯刀による名義貸しの承認から長州藩の武器調達を実現し、これを画期に薩長融和は飛躍的に伸展した。この事実を踏まえ、翌二年一月に「小松・木戸覚書」が成立し、薩長融和は一つの到達点に達した。しかし、薩長間には乗り越えなければならぬユニオン号事件の解決という大きな障壁が存在していた。本件の早期決着の必要性は薩長間で共有されており、特に小松と木戸にとつて喫緊の課題として認識されていた。

小松は「小松・木戸覚書」成立の直後、大至急軍艦を手に入れた木戸の要請に応え、村田新八・川村純義を長州藩に派遣し、海軍局と対立する社中メンバーをユニオン号で鹿児島に戻すことに成功する。その後、なかなか伸展を見せなかったものの、六月に岸良彦七・平田平六が長州藩に派遣され、ユニオン号の帰属を長州藩とすることを明言したため、薩長間の最大の懸案事項であったユニオン号事件は最終的な決着を迎え、長州藩は幕長戦争でユニオン号を使用すること

が叶った。

薩摩藩は内的には長州藩との連携を深めていたが、外的にはイギリスとの関係を最優先し、急速に親密度を上げていた。長州藩はその動向を逸早く掴み、薩摩藩が進める「薩英会盟」路線に加わることを模索した。その中心人物が高杉晋作であり、伊藤俊輔と共に藩廟から正式に薩接使に任命されることを繰り返し懇請した。これに対し、「小松・木戸覚書」以降、藩廟の中心に座った木戸は、その要求を認めて藩主父子の島津久光父子宛の書簡を託した。しかし、高杉の薩接使は薩摩藩側から受け入れ態勢が整っていないことを事由に難色を示されて実現に至らなかった。

「小松・木戸覚書」の最大の成果として、品川弥二郎の京都潜行があった。当初の在京の薩摩藩要路は幕長戦争の勃発の可能性は低いと考えており、品川の情報探索や陳情書等による朝廷・諸藩等に対する長州藩復権に向けた周旋活動を強力にサポートするに止まっていた。しかし、四月に至って老中小笠原長行が長州藩に対して最後通牒を行ったことから、俄然政局は混迷を極め開戦が現実味を帯びてきた。「小松・木戸覚書」の成立後、小松・西郷吉之助らが藩政改革の推進のために帰藩しており、大久保一蔵が中央政局の舵取りをしていたが、この段階で老中板倉勝静に対し出兵拒否を申し入れた。幕府は大久保からの上申書を却下したものの、大久保

は板倉との再面談を執拗に求め、幕府のこの間の対応を激しく非難し、出兵拒否を貫く姿勢を崩さなかった。

本稿では、「小松・木戸覚書」の成立後に村田・川村が長州藩に派遣され、ユニオン号の鹿児島回航となった経緯を考察し、木戸が両者の来訪を自身の政治的権威の大幅な上昇に結びつけたことを明らかにした。また、その後遅々として進まなかった解決に向けたプロセスは、薩接使の役割を果たせなかった高杉が長崎に居た五代友厚に要請したことから、五代の尽力によって岸良・平田の派遣に繋がりが、ユニオン号事件が最終決着に至ったことを論証した。なお、朝廷・廷臣が「小松・木戸覚書」前後の薩長関係、例えば長州再征に対する西郷の認識やユニオン号の名義借り購入、木戸の上京および西郷との会談、寺田屋事件などの情報を数ヶ月の間にかなり正確に掴んでいることを明示した。

また、高杉が「薩英会盟」に長州藩も加わるため、繰り返し藩廟に働きかけた結果、木戸が承認して薩接使に高杉を任命する経緯を明示し、高杉に託された藩主父子の書簡には薩摩藩の厚誼に謝すると伴に、更なる融和促進を求め、差し迫った幕長戦争での援軍を期待していたことを明確にした。なお、黒田清隆が品川弥二郎を通じて木戸に対し、ユニオン号事件解決のため長州藩から使者を派遣することを強く要請しており、これも薩接使派遣を促したことを論じ、一方で高

杉は薩摩藩の機密情報を入手するなど、薩長融和の伸展に一定の効果を齎したことを提示した。

更に、品川の京都潜行およびそれに伴う周旋活動に対する薩摩藩のサポートについて、その具体的な実態を解明し、この段階で朝幕双方からの嫌疑など意に介さない、薩摩藩の長州藩支持の強力な意思が存在していることを明示した。なお、「小松・木戸覚書」成立直後に幕府が西郷を捕縛・処刑するとの風聞があり、薩摩藩は板倉老中に真偽を質すほどの対応を取っていることを指摘し、幕府の薩摩藩・西郷に対する過度な警戒心が存在したことを論じた。

加えて、大久保の幕府への出兵拒否の申し入れおよび幕閣の対応の経緯を考察し、建言書の受理を拒む幕府には至理至当がないとして痛烈に非難する状況やその根拠を明示し、その言動が可能であった事由として、薩摩藩に対する幕府の過剰なまでの警戒と遠慮があったことを指摘した。また、大久保の周旋活動は久光の許容範囲内での行動であり、実際に久光が事後承認している事実を明らかにした。

「小松・木戸覚書」の成立によって、薩長両藩は急速に結束を固め、人的交流が飛躍的に拡大し、真の同盟関係が構築され始めた。そこに幕長戦争が勃発したため、薩摩藩の長州藩に対する支持を精神的支柱として、長州藩は幕府軍を撃退することに成功する。一方で、薩摩藩は「薩英会盟」を推し

進めるとともに、長州藩に加え新たなパートナーとして土佐藩の抱き込みを企図し、それに向けた坂本龍馬による新たな周旋活動が始まることとなる。中央政局においては、薩摩藩と会津藩が激しく対立するに至り、一触即発の体を示し始めたが、將軍家茂の急逝に伴う新將軍徳川慶喜の誕生、幕府を庇護し続けた孝明天皇の薨去は新たな政治的動乱の嚆矢となった。長州藩処分決定がままならない中で、兵庫開港問題という外交における最大の懸念材料が目前に迫り、いよいよ幕末の中央政局は最終段階を迎えることになる。

註

- (1) 拙稿「禁門の変における薩摩藩の動向」(『神田外語大学紀要』二六号、二〇一四年) 参照
- (2) 拙稿「第一次長州征伐における薩摩藩——西郷吉之助の動向を中心に」(『神田外語大学日本研究所紀要』8号、二〇一六年) 参照
- (3) 大久保一蔵書簡(九月二十三日、西郷吉之助宛、日本史籍協会叢書『大久保利通文書』一、一九六七年複製、三〇七～三二二頁)
- (4) 拙稿「慶応期政局における薩摩藩の動向——薩長同盟を中心として」(『神田外語大学日本研究所紀要』9

号、二〇一七年）参照

(5) ユニオン号事件については、拙著『新説 坂本龍馬』(十章)「盟友・近藤長次郎とユニオン号事件」、集英社イ
ンターナショナル、二〇一九年）参照。

(6) 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』(第六章「王政復古の
政変と薩摩藩」、吉川弘文館、二〇〇四年、三三九頁)
参照

(7) 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』(第六章「王政復古の
政変と薩摩藩」、吉川弘文館、二〇〇四年、三三九―三
四〇頁) および芳即正『島津久光と明治維新』(第六章
「長州藩をめぐって――対立から協調へ」、新人物往来
社、二〇〇二年、一六〇―一六一頁) 参照。なお、後者
について、「大久保はあたかも耳が聞こえないふりをす
る」という記載が含まれるなど、大久保と老中本莊宗秀
の会談(慶応元年十一月七日)内容となっている。

(8) 「柏村日記一五」(二月十一日条、山口県「山口県史
史料編幕末維新4」、二〇一〇年、一〇八頁)

(9) 小田村素太郎・赤川又太郎書簡(上ノ関代官宛、二
月六日、末松謙澄『防長回天史』七、マツノ書店、一九
九一年復刻、一四二―一四三頁)

(10) いわゆる「亀山社中」として後世になって呼称され
てきたが、その実態は、小松帯刀が長崎に行く際(慶応

元年六月二十六日長崎着)に購入船(海門丸)の運用の
ために同行した龍馬以外のメンバーからなっており、小
松配下の土佐藩脱藩浪士を中心とする一団を指す。この
段階では、彼らは龍馬とは一切関係がなく、薩摩藩・小
松の庇護の下、「社中」と自らグルーピングしていたに
過ぎない。彼らの一部は薩摩藩の海軍建設のため、この
段階で薩摩藩から藩士(または陪臣)として認められ、
薩摩藩士として行動していたと考える。傍証として、例
えば白峯駿馬・陸奥宗光は慶応元年に何礼之の英語塾に
薩摩藩士として藩費で入塾しており、白峯の墓石には
「寄身小松帯刀」とあり、小松の従者(陪臣)であった
可能性が高い。また、近藤長次郎が葬られた皓台寺(長
崎)の過去帳では、「薩州上杉宗治」とある。

(11) 「桜島丸新条約」(十二月、『坂本龍馬関係文書』一、
北泉社、一九九六年復刻、一七七―一七九頁)に含まれ
る一条。

(12) 小松帯刀書簡(木戸孝允宛、二月六日、木戸孝允関
係文書研究会『木戸孝允関係文書』4、東京大学出版
会、二〇〇九年、四六頁)

(13) 木戸孝允書簡(北条瀬兵衛・広沢真臣宛、二月二十
一日、日本史籍協会叢書『木戸孝允文書』二、一九七
一年復刻、一四八―一五一頁)

- (14) 木戸孝允書簡（坂本龍馬宛、正月二十三日、『木戸孝允文書』二一、一三六～一四二頁）
- (15) 村田新八・川村純義書簡（木戸孝允宛、二月二十七日、『木戸孝允関係文書』3、二〇〇八年、二四五頁）
- (16) 久保松太郎・高杉晋作書簡（木戸孝允・山田宇右衛門宛、四月十三日、『木戸孝允関係文書』3、三六九頁）。なお、「坂本龍馬手帳摘要」（五月朔日条）によると、「桜島丸来ル」（『坂本龍馬関係文書』二、北泉社、一九九六年復刻、八頁）とあり、その日に鹿児島に到着したことが確認できる。
- (17) 木戸孝允書簡（坂本龍馬宛、二月二十二日、『木戸孝允文書』二、一五一～一五二頁）
- (18) 木戸孝允書簡（大久保一藏宛、二月二十二日、『木戸孝允文書』二、一五三頁）
- (19) 日本史籍協会叢書『中山忠能日記』三、一月二十七日条、一九七三年復刻、三五三・三五六～三五七・三八一頁
- (20) 寺田屋事件については、前掲『新説 坂本龍馬』（第二章「寺田屋事件の実相とその後の政情」）参照。
- (21) 「於馬関探索之次第」（日本史籍協会叢書『中山忠能履歴資料』七、一九七四年復刻、一八七～一八九頁）
- (22) 品川弥二郎書簡（木戸孝允宛、二月二十六日、『木戸孝允関係文書』4、一三五～一三七頁）
- (23) 高杉晋作書簡（木戸孝允宛、二月二十日、『木戸孝允関係文書』4、四二〇～四二二頁）
- (24) 高杉晋作書簡（木戸孝允宛、二月二十六日、『木戸孝允関係文書』4、四二一～四二二頁）
- (25) 木戸孝允書簡（高杉晋作宛、二月二十六日、『木戸孝允文書』二、一五四～一五六頁）
- (26) 「柏村日記一五」（三月二日条、『山口県史 史料編纂末維新4』、一一一～一二二頁）
- (27) 「寅ノ二月谷潜藏薩州江持参之自翰控」（下関市立歴史博物館蔵）。管見の限り、今回が初めての翻刻となる。
- (28) 高杉晋作書簡（木戸孝允・井上聞多宛、三月二十八日、『木戸孝允関係文書』4、二〇〇九年、四二三～四二五頁）
- (29) 五代友厚書簡（高杉晋作宛、五月二十六日、『防長回天史』八、三九五～三九七頁）
- (30) 伊藤俊輔書簡（木戸孝允宛、六月六日、『木戸孝允関係文書』1、二〇〇五年、二二七～二二八頁）
- (31) 「柏村日記一五」（六月十日条、『山口県史 史料編纂末維新4』、一二七頁）
- (32) 品川弥二郎書簡（木戸孝允宛、三月十四日、『木戸孝允関係文書』四、二三七～二四〇頁）

- (33) 大久保一蔵書簡(西郷吉之助宛、三月十九日、西郷隆盛全集編集委員会『西郷隆盛全集』二、大和書房、一九七七年、二六七頁)によると、「品川儀今暫く滞在いたし、大抵模様相分かり候迄見合させたきとの事故、其の通りいたし候様相答え、小生御長屋へ召し入れ置き申し候」とあり、大久保邸への潜入が確認できる。
- (34) 木戸孝允書簡(品川弥二郎宛、三月三十日、『木戸孝允文書』二、一五九〜一六一頁)
- (35) 品川弥二郎書簡(木戸孝允宛、七月二十八日、『木戸孝允関係文書』4、二四七〜二四九頁)
- (36) 小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、三月四日、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』三、マツノ書店、二〇〇八年復刻、二二〇頁)
- (37) 西郷吉之助書簡(川口量次郎宛、二月十八日、『西郷隆盛全集』二、二二八〜二二九頁)
- (38) 小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、三月四日、『大久保利通関係文書』三、二二〇頁)
- (39) 堀直太郎書簡(柴山良助宛、二月十三日、鹿児島県維新史料編さん所『鹿児島県史料(忠義公史料)』(以下『忠義』)四、鹿児島県、一九七六年、史料番号五、六一〜六二頁)
- (40) 「再討出兵謝絶上申書」(木場伝内署名、四月十四日、『忠義』四、史料番号二二二、一〇七頁)
- (41) 大久保一蔵書簡(島津伊勢・岩下方平・町田久憲宛、四月十九日、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料(玉里島津家史料)』四、鹿児島県、一九九五年、史料番号一四九四、五九八〜六〇一頁)
- (42) 『西郷隆盛全集』二(一五〇〜一五一頁)によると、岩下方平書簡(大久保一蔵宛、五月二十八日)の記述の中に、藩主茂久の添書を提出したところ、「老中板倉は、薩摩藩との往復は数十日を要する筈であるのに、直ちに藩主名義の書面を提出したのは、在京藩士の独断であろうと責めた。これに対し岩下は、京都在留の薩摩藩重役は、藩主の名代として全権を委任されていると主張して、屈しなかった」との内容が含まれるとされる。しかし、該書簡にはそのような記述がなく、藩主添書(一五四頁)は「四月」となっており、また、同文書が「薩州侯建白(長州征討拒絶)」と称されている『忠義』四(史料番号六九、七二頁)では、「二月」とされている。いずれにしても、これは四月十四日に大久保が建言書を提出した前後に添付しようとして作成したものの、それを見送ったものと推察する。なお、作成事由は不分明ながら、『忠義』四(史料番号一八六、一七五頁)では、ほぼ同文の「寅六月」のものも掲載されている。

(43) 西郷吉之助書簡(大久保一藏宛、五月二十九日、『西郷隆盛全集』二、一四二～一四九頁)。なお、小松帯刀

も「長州御所置云々之事共二而、度々御下坂不容易御尽力之次第委曲承知、実ニ大事之御場合不一方御尽力、為天下大悦感佩仕候、其末如何成行候事状と掛而苦心仕候、乍此上宜敷御周旋偏ニ御願申上候」(小松帯刀書簡(大久保一藏宛、五月十日、『大久保利通関係文書』三、二二二～二三三頁)と大いに大久保を称賛し、引き続きの周旋を依頼している。

(44) 家近良樹『西郷隆盛と幕末維新の政局』(第四章「慶

応二・三年の政治状況と薩摩藩」、ミネルヴァ書房、二〇一一年) 参照。

(45) 篠原国幹・黒田清隆書簡(大久保一藏宛、六月五日、『忠義』四、史料番号一六五、一五二頁)

(46) 中岡慎太郎書簡(黒田清綱・川畑篤行・大山綱良宛、六月四日、『忠義』四、史料番号一六五、一五一～一五二頁)

(47) この間の事情は、前掲『新説 坂本龍馬』(十三章「龍馬社中と土佐藩復帰」) 参照。